

徳島県告示第百三十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

令和八年三月十三日

徳島小松島港湾管理者 徳島県

代表者 徳島県知事 後藤田 正 純

一 竣功認可を受けた者

1 氏名又は名称 徳島県

2 住 所 徳島市万代町一丁目一番地

3 代表者の氏名 徳島県知事 後藤田正純

4 代表者の住所 徳島市幸町一丁目三七番地

二 埋立区域

1 位置

3 工区 小松島市和田島町字松田新田一六五番の一七の地先公有水面

2 区域

次の213の地点から214の地点までを順次に結んだ線及び214の地点と213の地点を結んだ線により囲まれた区域

213の地点 基点（三等三角点田野北緯三三度五八分四六秒、東経一三四度三六分二六秒）から五五度五〇分四一秒二、四二四・〇〇メートルの地点

210の地点 213の地点から一四八度五六分二四秒二五七・九二メートルの地点

209の地点 210の地点から一四八度五六分二七秒一四・〇〇メートルの地点

208の地点 209の地点から二三八度五六分二三秒一〇六・四六メートルの地点

214の地点 208の地点から三三六度二九分四九秒二七四・三二メートルの地点

3 面積 二四、〇四四・七〇平方メートル

三 埋立ての免許の年月日及び番号

1 埋立ての免許の年月日 平成六年十二月二十七日

2 埋立ての免許の番号 徳島県指令港湾第二百七十二号

四 竣功認可の年月日 令和八年三月十三日

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村名 小松島市